



# News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター  
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地  
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>  
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

## はじめに

平成26年10月施行の改正医療法により、病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境改善等への取り組みが努力義務化されました。

茨城県医師会では、茨城県及び茨城県労働局からの委託事業として「医療勤務環境改善支援センター運営業務」を受託し、平成27年7月21日より茨城県医師会事務局内に、医療機関における勤務環境改善に向けた取り組みを推進するための拠点として「茨城県医療勤務環境改善支援センター」を開設しました。

本支援センターでは、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）並びに医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の先生方との協働により、各医療機関の職場環境や労務環境改善に向けた相談等を受け、改善に必要な支援・情報の提供や助言等を行います。

その一環として、毎月2回、ニュースレターを発行していくことといたしました。ニュースレターでは、「管理者のための労務管理トピックス」や「知っておくべき労務管理実務Q&A」等を掲載し、医療機関の勤務環境改善に向けた取り組みに役立てたいと考えております。

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
名 雪 雅 美

### 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入について

人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在を背景として医療機関等による医療スタッフの確保が非常に困難な状況にあります。今後、将来にわたり「質の高い医療サービス」を提供するには、医療分野の勤務環境の改善により医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務等厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっています。

このような中で、平成26年の医療法改正により医療従事者の勤務環境の改善に関する法律上の規定が創設され、各医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むよう努めることとされました。

そこで、当支援センターでは、医療機関の管理者等が、PDCAサイクルにより計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み（医療勤務環境改善マネジメントシステム）を活用して、各医療機関で勤務環境改善に向けた取組を推進していただくため、勤務環境改善計画の策定支援、研修会の開催、周知・広報、調査・情報収集等を行っております。

また、勤務環境マネジメントシステムの導入による勤務環境改善に取り組む医療機関を積極的に支援するため、医療機関（モデル医療機関）を募集しております。

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
鈴 木 秀 廣

### Q.【上司だから仕事に絡んで部下に何を言ってもいい???】

A. 管理職は仕事上パワー（権力・権限）を持っていることを認識し、何気ない言動がパワハラとなる可能性があることに注意してください。パワハラとならない業務上の指導のポイント（次の①～③）を身につけましょう！

#### ① 具体的な行動に焦点

叱るのは部下に気付きを与え、部下の行動を変容させることが目的ですから、どのように行動を変えてほしいのか具体的にじっくり示す必要があります。

#### ② 人格の否定・性格の非難はNG

具体的な行動を叱る場合も部下の人格を否定したり、性格まで言及するのは避けるべきです。

#### ③ 感情的にならない。

冷静に言うべきことを伝えることが重要です。但し、冷静であってもネチネチと執拗に責め続けるのは良くありません。